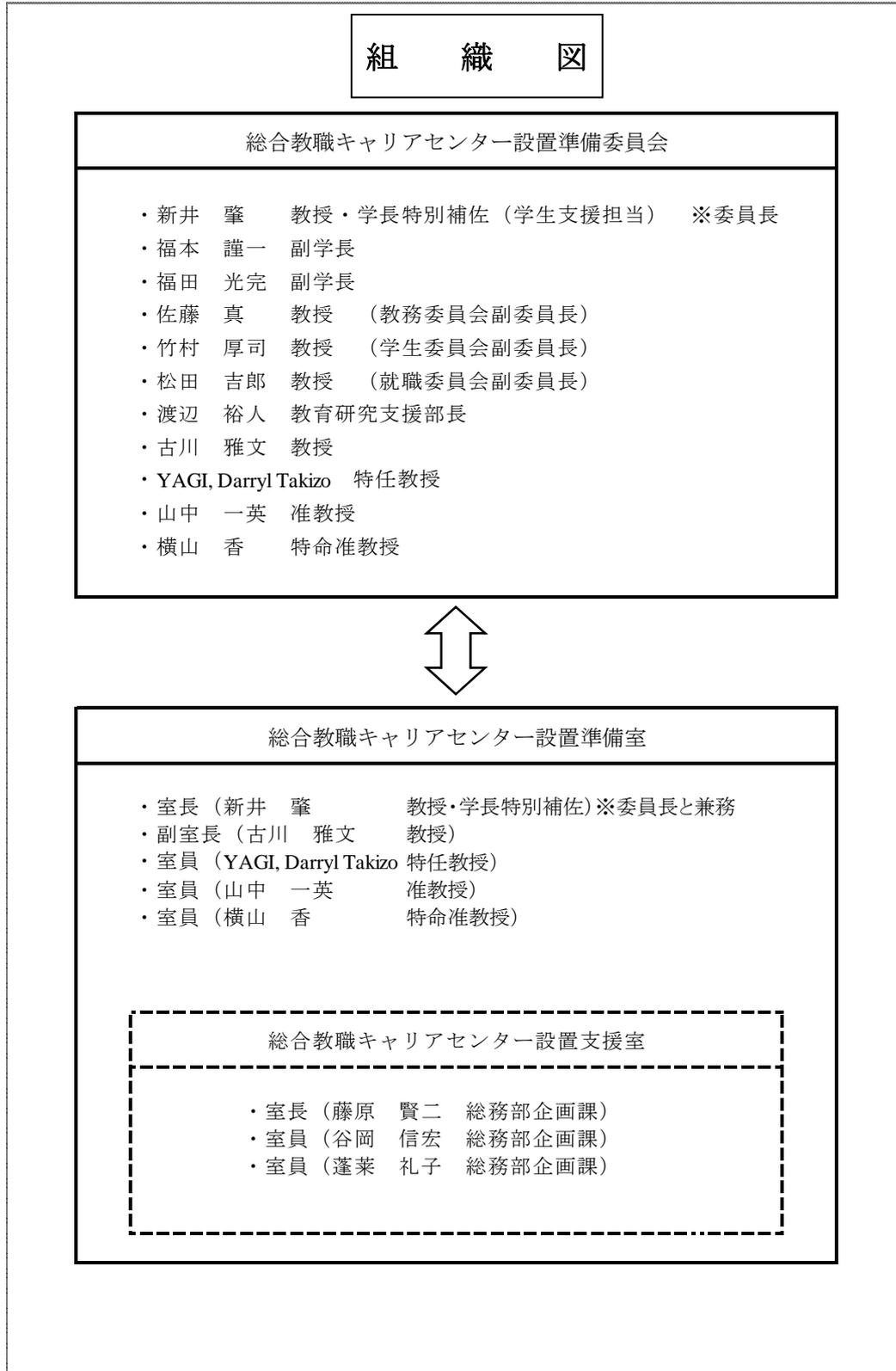


### III 総合教職キャリアセンター設置準備室組織図及び

#### 関係規定



## 兵庫教育大学総合教職キャリアセンター設置準備委員会に関する要項

(設置)

**第1条** 兵庫教育大学（以下「本学」という。）に、学生のキャリア形成を総合的に促進・支援する総合教職キャリアセンター（以下「教職キャリアセンター」という。）の設置を計画するため、兵庫教育大学総合教職キャリアセンター設置準備委員会（以下「設置準備委員会」という。）を置く。

(構成)

**第2条** 設置準備委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学生支援担当の学長特別補佐
- (3) キャリア形成支援担当の学長特別補佐
- (4) 教務委員会副委員長
- (5) 学生委員会副委員長
- (6) 就職委員会副委員長
- (7) 教育研究支援部長
- (8) その他学長が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

**第3条** 設置準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第2号に規定する学生支援担当の学長特別補佐をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、設置準備委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(審議事項)

**第4条** 設置準備委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職キャリアセンターの設置準備に関すること。
- (2) 教師教育研究の成果に基づく、教職キャリア研究に関すること。
- (3) 組織的なキャリア教育の在り方に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項。

(専門部会)

**第5条** 設置準備委員会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成等は、委員長が別に定める。

(事務)

**第6条** 設置準備委員会に関する事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

**第7条** この要項に定めるもののほか、設置準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

## 兵庫教育大学総合教職キャリアセンター設置準備室に関する要項

(設置)

**第1条** 兵庫教育大学(以下「本学」という。)に、平成22年度特別経費(プロジェクト分)に採択された総合教職キャリアセンター(以下「教職キャリアセンター」という。)を基軸にした人間力・教師力を備えた教師の育成事業を円滑かつ効果的に推進するため、兵庫教育大学総合教職キャリアセンター設置準備室(以下「教職キャリアセンター設置準備室」という。)を置く。

(業務)

**第2条** 教職キャリアセンター設置準備室は、総合教職キャリアセンター設置準備委員会と連携して次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職キャリア教育の調査・研究に関すること。
- (2) 教職キャリア教育プログラムの研究・開発に関すること。
- (3) 教職キャリアセンターの組織・機能の検討及び整備に関すること。
- (4) 教職キャリアセンターの学習支援事業の実施に関すること。
- (5) その他教職キャリアセンターの設置準備に関すること。

(組織)

**第3条** 教職キャリアセンター設置準備室に、次に掲げる者を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

(室長)

**第4条** 室長は、学生支援担当の学長特別補佐をもって充てる。

2 室長は、教職キャリアセンター設置準備室の業務を掌理する。

(副室長)

**第5条** 副室長は、室員の中から室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故等があるときは、室長の職務を代行する。

(室員)

**第6条** 室員は、次の者をもって充てる。

- (1) 室長が指名した者
- (2) 総合教職キャリアセンター設置支援室職員

(事務)

**第7条** 教職キャリアセンター設置準備室に関する事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、教職キャリアセンター設置準備室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。